



# KOZA BUNKA BOX

第4号



当営業施設は米軍及び琉球政府の係官により検閲せられ、現行風俗営業法令及び民政府布令に準じたる施設と認められた。依て当該施設は米國軍要員を相手としての営業を許可されたる施設たる事を証す。

THIS ESTABLISHMENT IS APPROVED AND CERTIFIED FOR PATRONAGE OF U.S. FORCES PERSONNEL. IT IS INSPECTED BY REPRESENTATIVES OF THE U.S. FORCES AND THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS AND COMPLIES WITH STANDARDS PRESCRIBED AND THE ORDINANCES OF THE U.S. CIVIL ADMINISTRATION

OKINAWA ARMED FORCES  
DISCIPLINARY CONTROL BOARD

RESTAURANT ALHAMBRA  
NAME OF ESTABLISHMENT

900  
NUMBER

12 March 1969  
DATE ISSUED

*Salustiano R. Devel*  
THOMAS V. HILDNER, IIF, MFC SFC  
ISSUING OFFICIAL OIC, Estab Cert



◀ 復帰前、飲食店などに米軍人・軍属が立入ってもいいという許可証。  
「APPROVED (許可済)」の頭文字を店頭に大きく表示した。  
(資料提供 ラテン酒場・アルハンブラ)

モダニズムが一種の進歩の象徴として受け止められていた頃において、地元市民にとって外人住宅は日常に見聞きする存在であった。建設技術から生活様式にわたる広範な分野で多くの市民と直接的な関わりを持った外人住宅の歴史の意義は大きい。

当時の外人住宅はすでに四〇年近く経過しており、その多くは建替えや売却により姿を消しつつある。外人住宅は日米の政策に影響を強く受けやすく、長期的展望が難しいビジネスといわれる。しかし、現在では多くが復帰後の新しい外人住宅に替わり、沖縄市にはおよそ一二〇〇戸の外人住宅があるといわれる。大半はアパート形式であるが、規模は以前の戸建てとほぼ同じで、現在でも地元の市民向け貸アパートと比べてかなり広い。今では日米の賃金格差が以前とは異なるため、メイドを雇うには難しい状況にあるものの、外人住宅は依然として様々な機会を通して地元市民との関わりを持ち、話題を提供し続けている。

(おぐら のぶゆき・琉球大学教授)

## USCAR文書からみた Aサイン制度とオフ・リミッツ

山崎孝史



Aサイン

はじめに

沖縄市、とりわけ旧コザ市の戦後史を振り返る際、Aサイン制度とオフ・リミッツ、そしてそれらの特飲街への影響といったテーマを避けては通ることはできない。従来、米軍占領・統治の否定的側面として振り返られてきたこれらの政策も、近年の嘉陽義治氏や小野沢あかね氏



昔ながらの米軍向け貸し住宅 (2007年12月、山里)  
住宅の扉に米軍人・軍属に向けた看板が掲げられている。



新しい米軍向け貸し住宅 (2008年1月、諸見里)  
外人住宅として人気の間取りに仕上げられ、室内も広々としている。

などによるすぐれた実証的研究によって、次第にその姿が明らかになってきている。ただ、占領・統治者たる米軍による政策の決定や運用について詳細に検討するには、地元新聞記事の分析や関係者への聞き取りのみならず、米軍側の一次資料を収集・読解する必要がある。そこで本稿は、一九五〇(昭和二五)年から七二年まで米軍民政機関として沖縄の統治を担当した琉球列島米国民政府 United States Civil Administration of the Ryukyu Islands (以後「USCAR」)が作成した文書を用い、米軍側がAサイン制度およびオフ・リミッツをどのように評価・運用していたかを検討し、復帰に至るまでのこれら制度の変遷を明らかにする。

USCAR関連の文書は沖縄の復帰とともに米国民政府公文書館に移管され、復帰後三〇年間の機密指定を受けていた。一九九五(平成七)年にクリントン大統領による行政命令で指定期間が二五年間に短縮され、一九九七年にほぼ全てが公開された。現在は米国メリーランド州にある国立公文書館新館 (Archives II) に収蔵されている。公開を機に沖縄県公文書館と国立国



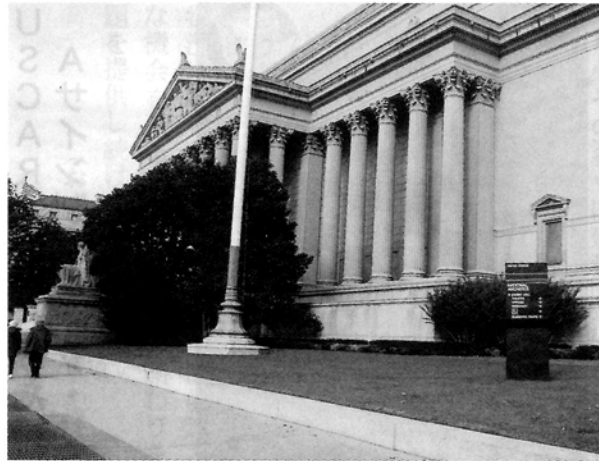
米国民政府が入居していた琉球政府行政ビル (1950年代、那覇市)

米国民政府 (USCAR) はこのビルの3~4階を占め、1~2階を一部の琉球政府機関が使用した。1968年にUSCARは浦添市の牧港第2兵站軍地区内の新庁舎に移転し、同ビルは琉球政府の専用となった。

写真提供: 玉城英男



会図書館が公開文書のマイクロフィルム化を進め、国内ではこの二館でUSCAR文書の閲覧・複写が可能である。沖縄県公文書館では二〇〇一（平成一三）年に新しい検索システムが導入され、USCAR文書の検索・閲覧が非常に容易になっている。ただし、国内では個人情報保護・取扱いの観点からUSCAR法務局と



米国国立公文書館（1998年、ワシントンDC）

米国政府の書類と歴史的な価値のある資料を保存する公文書館。ただし、USCAR文書はワシントン郊外にある新館（Archives II）で保管・公開されている。

公安局の文書が未公開である。こうしたことから、筆者は二〇〇四年より公安局文書の原文の閲覧・撮影を米国国立公文書館新館で、その他の部局文書の収集を沖縄県公文書館で続けてきた。本稿では主に米国で収集したUSCAR公安局文書を用いる。

さて、嘉陽氏、小野沢氏をはじめとするAサイン制度やオフ・リミッツに関する先行研究において、おそらくは資料的制約から、これら制度の運用について、十分に明らかにされていない課題が三つある。一つは、一九五〇年代の（旧）Aサイン制度に先行して実施されたオフ・リミッツを米軍側がどのように認識し、行使していたかという問題である。これまでオフ・リミッツを適用される沖縄側の様々な反応は、特に嘉陽氏の論考によって、検討されてきたが、本稿は統治者側がオフ・リミッツをどう見ていたかを明らかにしたい。

もう一つは、一九五〇年代以降Aサイン制度の実施や見直しにあたって、米軍側が制度をどう構想し、評価していたかという問題である。小野沢氏が指摘するように、一九六二（昭和三十

七年）に制定、六三年に施行された新Aサイン制度がなぜ旧制度よりも厳格になり、建築規制を中心とする「新基準New Criteria」を導入したかについて、これまで必ずしも明らかではなかった。本稿では、旧Aサイン制度は当時のかつての米軍の売春・性病規制体制に対する米軍の評価について検討し、この問いへの一つの解答を用意したい。

最後に、従来の研究では扱われることがなかった、琉球列島米軍風紀取締委員会の審議内容、そして一九六七年に四軍から提起されるAサイン制度廃止論に関する検討から、Aサイン制度およびオフ・リミッツの変遷とその本質に関する考察を加えることにしたい。

### 米軍の売春・性病規制論とオフ・リミッツ

秦花秀氏<sup>3</sup>によると、戦後初期（一九四五年から五〇年ごろ）の貧困・生活苦を要因とする対米売春と性病の感染拡大は、米軍が看過できないレベルに達していたと考えられる。USCAR文書によれば、米軍側による売春・性病問題への取り組みが本格化するのには、朝鮮戦争が始

まる一九五〇年代に入ってからと考えられる。その一つの例として、一九五〇（昭和二五）年一月二十八日に軍政府沖縄民政部から沖縄群島知事に対して性病対策の要請がなされている。内容は、宜野湾村の我如古および大謝名部落で飲食店などの業者が米兵に対して売春の斡旋を行っているが、性病に感染した売春婦がいるために、沖縄側に至急対策を講ぜよという軍政府の指示である。米軍要員に対する売春は、一九四九年六月二十八日施行の軍政府布令一号によって禁じられているので、それを沖縄側が違反しているという訳である。

こうした布令違反としての売春取締と布令遵守を、沖縄側に強制する措置としてオフ・リミッツが登場するわけであるが、筆者が確認した範囲で、USCAR公安局文書にオフ・リミッツの記述が現れるのは一九五二年である。一九五二年一月二十五日付の文書には、ノーフリーNorley大佐が、（オールド）コザとニューコザの数家でMPも関わった「闇取引」が行われているとして、これら家屋に対してオフ・リミッツを実施したことが記されている。闇取引の

内容は記されていないが、文書のフォルダー名から売春事案と推定できる。

USCAR公安局文書によると、一九五〇年代に売春・性病対策として米軍側に「性病規制

および売春防圧委員会」が設置されていたようである。一九五二年七月十九日に第一回委員会が開催され、琉球米軍司令部からは司令官代理、軍医局および憲兵局の代表、USCARからは厚生局と行政法務局の代表、そして空軍からオブザーバーが出席している。これに先立つ七月七日に、極東米軍司令部から琉球米軍司令部に対して、性病規制と売春防圧が極東米軍にとって深刻な問題となっているので、早急に対策をとるよう通達が出されており、委員会の設立はそれへの対応であった。

本稿にとって重要なのは、委員会の審議より



オールドコザ（1956年、照屋）

照屋は「オールドコザ」とも称され、主として黒人が出入りした。



ニューコザ（1970年代、八重島）

八重島は「ニューコザ」、あるいは「裏街」とも称され、特飲街の発祥の地として広く知られた。

この極東米軍司令部の指示である。この文書では、各軍司令官が性病規制と売春防圧に厳正に対処し、効果をあげる責任を負うことが強調されており、問題への総合的対策が一〇項目にわたって列挙されている。そこには宗教活動、余暇スポーツ、夜間学校のプログラムなどが含まれているが、オフ・リミッツの適用も明記されている。一つの項目は「売春を斡旋したり、助長したりする売春宿、キャバレー、クラブ、そしてビア・ホールを特定する積極的対策をとる。このような建物にはオフ・リミッツを適用し、適用対象の情報は行政的指示およびその他の適切な媒体をとおして全ての米軍要員に周知される」とし、これに続く項目は「オフ・リミッツと宣言された建物に入った全ての米軍要員に対して適切な懲罰措置が下される」としている。

また、この通達は、駐留地の法律が売春を禁じていない場合には、軍の管轄下にある要員を「コントロール」することによって問題に対処すべきとして、地元警察との協力に加えて、オフ・リミッツの適用について以下のように述べる。「とりわけ強力な武器は広大な区域や町全体

CAR行政法務局は、立法院がそうした法制を通過させることは疑わしいと指摘している。当時、売春に関わる沖縄側の唯一の法令は琉球政府法三五号「女性に売春をさせた者の処罰に関する法」であったが、これをUSCARは十分と見ていたのである。この文書には売春の法的規制に関するいくつかの関連文書が付随しており、USCAR行政法務局において売春への何らかの制度的規制が検討されていたことがわさる。

### 旧Aサイン制度の変遷

一九五〇年代前半の一連のUSCAR文書は、米軍側が売春・性病規制の責任を沖縄側に負わせ、当初はそれを強制的に担わせるために（特に区域に対する）オフ・リミッツを実施していたことを示している。しかし、その一方で沖縄側の取り組みに対し、米軍側は終始不信感を抱いていたと考えられる。一九五六（昭和三一）年に風俗店へ（旧）Aサイン制度が適用されているので、米軍側が漸く自ら規制制度を担う態度を示したと考えられなくもないが、筆者が確

さえもオフ・リミッツと宣言することにある。この過激な措置は非常に深刻な事例においてのみ適用されるべきであるが、地域経済への否定的効果を持つそうした措置が実施される可能性を地元諸機関が認識すれば、一層積極的な協力を引き出すことができるかもしれない。つまり、極東米軍レベルで、施設を越えた区域へのオフ・リミッツの効用が認識されていたのである。

この文書には同年七月一六日にビートル陸軍司令官から主要副司令官に送付されたと思われる文書が付随している。ビートルは「性病感染が確認されて、多くの家屋、ホテル、そしてキャバレーがオフ・リミッツの措置を受けてきた。地元諸機関が協力しないか、協力を躊躇した事例では集落全体がオフ・リミッツに指定されてきた。私は常に集落全体をオフ・リミッツに指定することには躊躇しているが、絶対に必要な場所にはそうした措置をとり続けるであろう」（傍点は筆者）と述べる。すなわち、施設と区域に関するオフ・リミッツの使い分けは、後者が売春とりわけ性病規制に対して沖縄側行政機関・業者・住民の協力を強制するために用

認した範囲では、USCAR公安局および厚生局文書には旧Aサイン制度に関わる文書がほとんど出てこない。ただし、一九五七年から五八年にかけて米軍要員の性病感染率を下げるための売春規制手段に関するUSCAR各局の文書が散見される。そこから、旧Aサイン制度の停止ならびに新制度へ移行する経緯を考察してみた。

一九五七年二月に作成されたと推定される行政法務局文書の一部に、琉球米陸軍による売春規制案に対する局側のコメントが記されている。この文書は、売春規制の要点は現行法ないし法案の規定ではなく、Aサイン店の認可数を大幅に減少させることにあると主張し、事業投資額が大きく、業務が順調である優良地区は売春するウエイトレスを雇用するようリスクは冒さず、低料金の場合の店がそうした女性を働かせていると指摘する。行政法務局はAサイン店を大規模で、設備の整った業務地区に限定することで、売春問題が解決され、地区の監視も容易になると考えていたのである。

一九五七年三月六日の厚生局文書は、民政官

いられていたと推定される。以上二件の文書には和訳文も添付されており、沖縄側にもオフ・リミッツの持つ制裁・強制的意味が伝えられたのであろう。

一九五〇年代初頭の区域オフ・リミッツの事例は嘉陽氏の研究によって既に明らかにされているが、USCAR文書では、総務室文書に一九五四（昭和二九）年に実施された区域オフ・リミッツおよびそれに対する沖縄側自治体・業者からの解除要請に関するものはいくつか確認される。このことから一方的な区域オフ・リミッツが地域社会に与えた影響の大きさをうかがい知ることができるが、一九五四年というのはUSCARが琉球政府の売春規制に関する制度的不備を問題化し始めた時期にもあたる。

一九五四年四月に、USCAR行政法務局は、米軍要員相手の売春を禁じた軍政府布令一号が存在するのに対し、琉球政府には規制法制がないことを問題視している。行政法務局は、琉球警察局が一九五二年と五三年に売春規制法案を琉球政府立法院に提出しようとしたが、関連業者の圧力から十分審議されなかつたとし、US



Aサインバー内の様子（1950年代）



布令一四四号が人身売買と管理売春、いわゆる「性奴隷制 white slavery」への米軍要員の関与を禁じていることから、この布令を実効性あるものとするために琉球政府が反売春法を制定する必要性があると主張している。また、米軍向けの営業認可を受けた施設での売春婦との接触 contact がかなり多いことから、Aサイン認可の要件として「接触の排除 elimination of contact」を強調すべきだとし、認可基準を厳格化すれば、売春の拠点であると思われる施設を排除できるとしている。そして、行政法務局同様に、Aサイン施設の数減少させることが監視活動を容易にすると結論付けている。

翌一九五八年二月一八日には、USCAR民政官が琉球政府行政主席に対して、琉球政府による反売春法の制定を要請している。この要請は、沖縄の婦人団体（沖縄連か）が反売春法制定運動を行っていることに呼応して、売春を事実上の奴隷制として問題化していた。そして、米軍要員に対する売春だけを禁じた民政官布令一四四号では規制し切れない沖縄の売春全体を、法的に規制することが琉球政府の責任であると

主張した。

このように、一九五〇年代の売春・性病規制をめぐる議論を見ると、一九五六（昭和三一）年にAサイン制度が風俗店に適用されるにもかかわらず、その実効性をUSCARは疑問視しており、売春規制の困難性を琉球政府による法制度の不備に帰し、取締責任を沖縄側に負わせようとする姿勢が強く表れている。こうした姿勢の中で注目されるのは、売春・性病規制の前線に立っていたUSCAR厚生局が、Aサイン認可数の削減とともに、売春婦との「接触の排除」を認可要件として主張していたことである。おそらく、こうした主張が一九六三年に実施されるAサイン新基準に反映され、この「接触の排除」を飲食・風俗店とその集積地区の物理的な設計変更によって実現しようとしたのかもしれない。

では、このような米軍駐留地の状況を米本国はどう見ていたのであろうか。一九五〇年代末の沖縄における対米軍売春に関する米国からの評価について簡単に検討してみよう。USCAR公安局文書には軍外での雑誌・新聞記事・投

書の内容に関する照会・回答の文書も含まれる。対米軍売春に関しては、一九五七年一〇月四日付で米国陸軍省から琉球米陸軍に送信された電報文が、ロサンゼルスにある東洋伝道師協会 Oriental Missionary Society 所属の人物から副大統領とカリフォルニア州選出の上院議員二名に投書があった旨を伝えている。この投書は、現在沖縄が道徳的に退廃した状況にあり、特に米軍要員向けに営業している「二〇〇〇軒」のバーそれぞれが売春の前線となっており、空軍基地メインゲート前のコザは、女性が青年 boys を悪徳に引きずり込むような悲しむべき状態にあると指摘する。そして、米国の青年が誘惑に負けて「やむなく no choice of their own」捨ててしまった道徳を守るために、米国政府に直ちに対策をとるよう訴えている。

この投書は、問題とされる若年米兵の道徳的退廃の責任が、敗戦と貧困から「やむなく」売春に従事したもう一方の青年（現地女性）にのみ帰され、性暴力をふるったり、買春したりする側の責任は全く問題にされていない。このような多分に偏向した認識は、投書者が宗教関係



嘉手納基地第2ゲート（1950年代）  
基地内の米国人たちは、このゲートを通してコザの街に繰り出した。

者であることのみならず、当時の米国社会が米

軍駐留地をどう見ていたかも反映していたであろう。

高等弁務官は、この電報文について直ちに陸軍省に返答したようである。返信文原稿は、許

可を受けた飲食店数（二〇〇〇）に誇張があり、実際には約六七〇の店が継続的に監督され、高い倫理・衛生水準を維持していると、米軍要員はそれ以外の店での飲食を禁じられて積もり積もっている。さらに、米軍・沖縄双方の警察が協力して飲食店を拠点とする売春婦や街娼を取り締まり、一九五七（昭和三二）年一月から一三四名を検挙したこと、民政官布令一四四号に違反した理由でUSCAR法廷において有罪判決を受けた者のほとんどが日本領土内の奄美大島から入域しており、刑期満了後に送還されることが記されている。すなわち、実際にはUSCARは売春・性病規制に手を焼き、琉球政府の対応にも不満を持っていたのであるが、本国からの照会に対しては、琉球政府と協力し、適切に飲食店を管理し売春を取り締まっていると回答し、売春婦の供給源も多くは沖縄ではないとまで主張したのである。

翌一九五八年には、米国で発行されている Harper's Magazine 誌一二月号に掲載された「怒る沖縄人」と題する記事がUSCAR内で問題化する。この記事は沖縄に進駐した元海兵隊

員によって執筆されているが、米軍駐留に関する諸問題を批判的に論じ、これら問題を解決するために米軍の政策と意識の改革が必要であると説いている。記事は比較的短く、誇張も含んでいるが、当時の米軍統治の否定的側面をかなりの確に突いていた。

USCARは同年一二月三日に将校委員会を招集し、渉外室から各部署に対して記事の記載内容に関わる事実関係や情報を確認・収集するための数十項目にわたる質問表を配布した。公安局は、渉外室が指定した関連項目について文書により回答している。ただし、回答は記事内容の売春婦数の誇張を指摘し、記事で言及されている問題点が発覚すれば米軍及び琉球政府の関係機関が対処していると述べる程度で、公安局自体はこの記事の公表をさほど深刻には捉えていなかった。しかしながら、上述の投書とともに、この種の批判記事が米国内で公表されることによって、琉球米軍およびUSCARが対米軍売春・性病規制の問題点や実効性について、本国から説明・監督責任を問われかねない事態にまで至っていたことは容易に想像できる。

その一方で、一九五六（昭和三一）年に風俗店に適用された旧Aサイン制度は、上述の諸文書から判断しても、USCAR内で売春・性病規制の手段として必ずしも積極的に評価されていたとは思われない。結局、旧制度は一九五九年に停止されるが、それは、琉球政府社会局（一九六二年八月から厚生局）が飲食店の許可・衛生審査を適切に管理できようであろうという条件の下に、当時のブース高等弁務官が未認可施設へのオフ・リミッツをすべて解除したからである。制度停止に際しては、USCAR公安局・厚生局が琉球政府の保健職員とともに検討を行った結果、琉球政府による健康・衛生・検査に関わる制度と手続きが改善・厳格化されたと評価され、琉球政府による営業許可制度で米軍向け営業も十分に保証できると判断されたのである。

### 新Aサイン制度へ

ここまで検討した売春・性病規制をめぐるUSCAR内外での一連の議論から判断すれば、ブース高等弁務官のAサイン制度停止の決定は、

時間要件の制定は、全て沖縄側に対する要求であった。

つまり、ここでもUSCARは売春・性病規制に関わる制度的・組織的整備をほぼ全て沖縄側の責任であると考えていたのである。民政官布令一四四号の規定により、あくまで性奴隷制を否定し、対米軍売春を非合法とする米軍・USCARの立場からは、売春を公認できない。よって、米軍は性病を「うつされる」側であり、形式的には加害責任は沖縄側にあるとして規制強化や制度整備を要求し続けるしかなかったと思われる。

しかしながら、USCARが、売春と性病の管理が困難であることを、こうして沖縄側の取締や制度の不備に帰する限り、米軍の要請だけで状況が劇的に好転することは期待できなかった。飲食店営業許可制度の琉球政府への移管後、制度は十分機能せず、認可施設の多くが米軍要員およびその家族の健康と福祉にとって有害なものとなっていく。こうして飲食・風俗店の風紀・衛生状況が悪化した結果、一九六二（昭和三七）年にキャラウェイ高等弁務官が制度の再

やや唐突で規制論の脈絡から逸脱した感があるが、実際は制度の停止にもかかわらず、規制をめぐる議論は継続されていた。逆に言えば、それだけ旧Aサイン制度は売春・性病規制手段として評価されていなかったのかもしれない。このことは、制度停止後の一九六〇年六月にUS



コザ市の中心市街地（1967年、胡屋十字路一带）

検討を指示するに至る。これが新基準によるAサイン制度の再登場へとつながる。

既にいくつかの文献が指摘しているように、一九六二年に制定、六三年に施行される新Aサイン制度については、認可施設の厳格な立地条件や建築基準を定めた『新基準冊子Criteria, Eating and Drinking Establishments』（略称はNew Criteria Booklet 一九六二年八月二三日琉球列島米軍風紀取締委員会決定）の内容が組み込まれたことが大きな特徴となっている。筆者はまだこの冊子を見たことがないが、一九七一年のUSCAR文書から新Aサイン制度が琉球政府法令・規則、新基準冊子、太平洋米軍総司令官琉球代表（高等弁務官が兼務）の決定と指針、琉球列島米軍風紀取締委員会の決定・修正、そして前例と慣習といった当時の諸規定に準拠していたことがわかる。具体的に準拠された「琉球政府法令・規則」とは食品衛生法（一九五八年制定）、建築基準法（一九五三年制定）、琉球政府法第六五号（一九五二年制定の建築基準とゾーニングに関する法）などであり、「前例と慣習」とは琉球政府の法律によって既に

CAR民政官によって設置された「性病に関する臨時委員会」が、同年七月に高等弁務官に提出した報告書から確認できる。

この委員会は「売春者・買春者双方が性病に感染している」、「買春者は米軍要員である」、「実際の性病感染率は統計値よりはるかに高い」、「沖縄の性病感染率は十分に高く調査と対策が必要である」という四つの前提に立ち、沖縄における売春・性病規制と未成年米兵への酒類販売の問題について検討した。委員会は、約三週間の検討期間ながら、四軍、琉球政府、および飲食店業者から問題の認識と評価を聞き取り、現行法制度を検討し、医療・社会・立法・警察といった総合的観点から一五項目におよぶ改革案を提言した。うち制度改革に関わる一〇の提言のうち九つ、つまり性病規制法の制定、那覇とコザでの接触追跡官 contact tracerの増員、飲食店従業者に対する感染検査頻度の増加、抗生物質の無許可販売禁止法の制定、責任ある飲食店業者組合の設立奨励、性病に関する広報プログラム<sup>④</sup>の制度化、風俗営業法の改正、酒類小売業者の特別免許制の制定、風俗営業法での閉店

使用されていた営業認可検査のチェックリストであった。

新Aサイン制度の要件は、大きく立地、建築、内装、設備、衛生、保管、冷凍、食器類、全般といった一〇項目からなり、各項目にさらに多くの細目が付記されていた。このうち立地要件八項目のうち一九七一年段階で削除されていた一項目を除く全て、建築要件一〇項目全て、内装要件二項目全て、設備要件一〇項目のうちカウンターの流しをステンレスと定めた一項目を除く全てが新基準に準拠している。衛生要件には被雇用者とトイレに関わる条件が列挙されているが、トイレに関する一項目のうち二項目が新基準に準拠している。

これらの新基準準拠項目は、まず主要道路沿いの立地、街灯の存在、下水溝の覆い、業務地区内の立地、歩道の安全、集合店舗の禁止、地区の美観といったAサイン店集積地区の物理的構成と外観の整備を要求し、続いて詳細な施設建築、内装、設備の条件を規定している。衛生要件として新基準が加えたトイレに関する二項目とは、「トイレは居住区域に対して開かれてい



てはならず、適切な照明を備えねばならない」と「男性用と女性用に別の設備がなければならぬ」とある。小野沢氏が指摘するように、これは当時売春が店舗のトイレと通ずる奥の部屋で行われていたことに対する措置とも考えられる。要するに、これらの基準は飲食・風俗店およびその集積地区としての特飲街の物的構成と設備・外観の改善によって、売春行為のAサイン施設・区域内からの「空間的」排除を意図するものであった。つまり、一九五七（昭和三二）年にUSCAR厚生局が唱えた「接触の排除」による営業認可条件の厳格化を具体的に制度化したものとも考えられる。

これまで見たように、一九六〇年以前の米軍による売春・性病規制の議論は、米軍要員と現地女性との間の売買春と性病感染をめぐって、主として沖繩側にどう規制責任を負わせ、法制度を整備させるかが焦点であった。しかし、一九六三年からの新Aサイン制度は米軍向け営業許可制度を復活させ、その要件として営業に関わる物的環境の改善を強制することにより、米軍と沖繩の間で展開する売買春関係を制御しようとした意図が強くうかがえる。時代がやや後になるが、一九七一年に用いられていたAサイン業者の承諾書書式には、「従業員ないし常連客

約六七〇店から二五〇店にまで減少した。新制度移行に伴って、コザの諸見百軒通り、胡屋通り、ワイキキ通りなどでは業者が沖繩向けの営業に転業したとされる。こうして、一九五七（昭和三二）年二月にUSCAR行政法務局が主張していた制度厳格化による規制対象施設・区域の限定も実現されたのである。

### 琉球列島米軍風紀取締委員会の役割

新Aサイン制度の実施を担ったのは米軍四軍とUSCAR公安局・厚生局から構成された琉球列島米軍風紀取締委員会(Ryukyuu Islands Armed Forces Disciplinary Control Board (以下「風紀取締委員会」)であった。USCAR公安局文書からは、この風紀取締委員会が一九五九年一月一九日に設立され、一九六六年五月五日に再編成されたことが確認できる。再編以前の委員会の活動については現在のところUSCAR文書から確認できていないが、この一九六六年の再編合意文書をもとに風紀取締委員会の役割を把握してみたい。

風紀取締委員会では四軍からの代表とUSCAR



店頭に掲げられたAサイン

四隅に米4軍（陸海空軍、海兵隊）紋章がデザインされたスマートなAサイン。撮影：玉城哲夫

うとした意図が強くうかがえる。時代がやや後になるが、一九七一年に用いられていたAサイン業者の承諾書書式には、「従業員ないし常連客

AR厚生・公安局長が審議と実務を担い、太平洋米軍総司令官が議決を公布・施行し、太平洋米軍総司令官琉球代表（高等弁務官が兼務）が補佐した。この他米軍・琉球政府厚生局双方からのアドバイザー委員や召喚者も委員会に出席できた。この委員会の役割と機能については、まず基地の外部における「風紀紊乱、売春、性



諸見百軒通り（1962年、諸見里）

当初「旧通り」と呼ばれていたが、同通りと隣接するパラダイス通りの両通りの店を合わせて100軒あったことから、「諸見百軒通り」に変更された。



胡屋大通り（1950年代）

が性病を感染させる接触者 venereal disease contacts として特定される traced ような、婚姻外関係が発生した事実」あるいは「施設内での、または施設に関係した、女性従業員ないし売春斡旋者による売春勧誘の事実」によってAサインが停止されると明記されていた。Aサイン店「内」での売春は「法度」だったのである。Aサインの申請から認可に至るプロセスも複雑であった。申請業者は市町村長に申請を行い、申請書は琉球政府警察局と厚生局の審査を経て、USCARの公安局と厚生局に提出される。その後申請書は琉球列島米軍風紀取締委員会の登録官 Recorder に回付され、最初の審査を経て風紀取締委員会に提案された後、太平洋米軍総司令官琉球代表への推薦を経て、許可通知が登録官に送られる。許可証は申請過程を遡って申請業者に交付され、風紀取締委員会および同登録官は引き続き認可業者に対する定期的検査を実施した。

沖繩側では、こうした厳格な新制度の適用によって、改築のための設備投資が可能であった業者のみが申請を行い、その数は一九五七年の



旧ワイキキ通り (2000年、中央)  
センター通りと接する特飲街だった。現在は閑静な住宅街となっている。

病、飲酒法違反、秩序破壊、反倫理的営業慣習、不衛生、その他米軍要員の道徳・健康・福祉に悪影響を及ぼしうる重大案件の報告を受け、そ

れを考慮すること、「関係機関にそうした問題を報告し、対策を提言すること」、そして「問題に対する軍民双方の取り組みを調整すること」とされた。

加えて重要なのは、風紀取締委員会が、指定された区域と施設に対するオフ・リミッツあるいは「アウト・オブ・バウンズ out of bounds」の実施を提言し、状況が改善された場合にそれを解除する権限を与えられていたことである。このオフ・リミッツの実施に関しては以下のよう

a. 「オフ・リミッツ」ないし「アウト・オブ・バウンズ」区域とは軍要員、その家族、そして全ての米国政府職員およびその家族が、公務以外で立ち入ることを禁じられた場所や地域である。

b. 「オフ・リミッツ」ないし「アウト・オブ・バウンズ」の区域と施設が指定されるのは、指揮官が米軍の規律を維持し、健康、道徳、そして福祉を守るのを助けるためである。「オフ・リミッツ」ないし「アウト・オブ・バウンズ」の指定は(軍民…筆者注)

双方で合意されたその他全ての手段が失敗したあとにのみなされる。「オフ・リミッツ」ないし「アウト・オブ・バウンズ」の手続きは軍要員の保護のためにだけ指定され、その他全ての手段が失敗したときにのみ採用される。この点において委員会が恣意的な手段をとらないことが必須である。

c. ある区域が「オフ・リミッツ」ないし「アウト・オブ・バウンズ」であると委員会によって公式に通知されると、登録官がその区域の民警察当局に通知したあと、公式の「米軍要員にはオフ・リミッツ」というサインを掲示する。

d. Aサインを掲示しない非軍用飲食店は「オフ・リミッツ」ないし「アウト・オブ・バウンズ」とみなされる。

e. 「オフ・リミッツ」のサインは「オフ・リミッツ」ないし「アウト・オブ・バウンズ」の区域には掲示されるが、「オフ・リミッツ」のサインは施設には掲示されない。

f. MPが「オフ・リミッツ」ないし「アウト・オブ・バウンズ」の区域と施設を頻繁

にチェックし、「オフ・リミッツ」ないし「アウト・オブ・バウンズ」の規制が守られているか確認する。

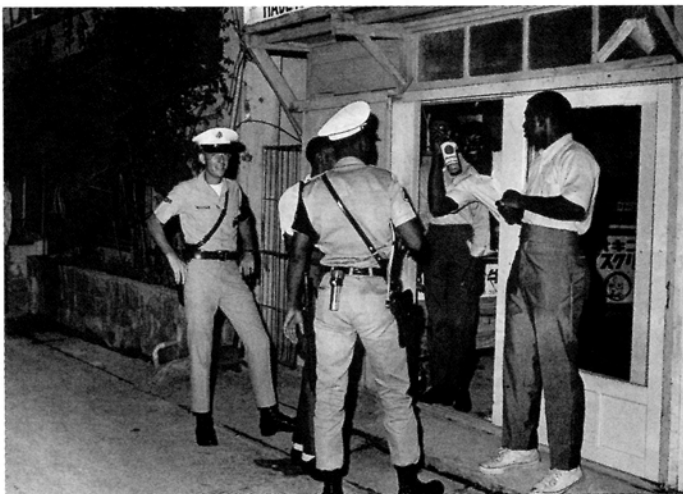
g. 「オフ・リミッツ」ないし「アウト・オブ・バウンズ」の措置を開始する前に、委員会は、通常の地域社会内の関係を通して、軍要員の健康、道徳、そして福祉に悪影響を及ぼす条件や状況の改善に努める。委員会は、指摘された悪条件についての通知書面を責任者に発行し、これら条件を改善する然るべき時間を与え、その人物が必要とする情報を委員会に対して口頭もしくは文書で提示する権利を有することも助言する。委員会のこうした措置が失敗した場合には、委員会は太平洋米軍総司令官琉球代表に、「オフ・リミッツ」ないし「アウト・オブ・バウンズ」を提言する。

h. 「オフ・リミッツ」ないし「アウト・オブ・バウンズ」の地位にあると考えられる区域及び施設は琉球米陸軍フォートバックナー基地の憲兵によって査察される。関係する琉球側機関には現状が通知される。

i. 委員会の提言が太平洋米軍総司令官琉球代表によって承認されると、委員長は文書を関係者に送り、下される措置について知らせる。

これら一連のオフ・リミッツ実施手順が、一九六六(昭和四一)年の委員会再編に伴って新たに定められたものであるか否かは、筆者が確認した範囲では明らかではない。しかしながら、コザ市では、一九六二年の新基準公布以前には、米軍検査官によるAサイン差し止め(施設オフ・リミッツ)が恣意的であるとして業者の間に不満があり、それが業者と市政を反米化させつつあるという琉球警察局長の懸念がUSCAR公安局にも伝えられていた。そうした状況を鑑みれば、オフ・リミッツ手順の明文化は、制度の厳格化にもなったオフ・リミッツ実施の標準化を意図したものであったのかもしれない。

風紀取締委員会は毎月開かれていたが、USCAR公安局文書には一九六八年(第一〇八回会議)から一九七二年(第一五五回会議)までの議事録が断続的に残っている。各月の会議では、Aサイン業者の月例検査結果、Aサインの



MPの特飲街巡回 (1970年、照屋)  
米軍統治時代は民間地域での警察活動を行う権限ももっていた。

撮影：松村久美

停止や新規申請、米軍要員の性病感染状況、およびその他米軍要員に関わる風紀事案が審議されていた。ここでは一九六六年の委員会再編後に確認できる最初のものとして、一九六八年一月二五日に開催された第一〇八回会議の審議内



容を検討してみたい。

委員会議事録によると、過去一ヶ月の検査対象施設が再検査対象を含めて八四〇店あり、制度開始後五年間で三倍以上に増加していたことがわかる。そのうち一九店に不合格の決定が下されており、検査合格率は97・8%である。この月には新たに五店からのAサイン申請があり、全て合格している。また、月間三件以上の性病感染が確認されたAサイン店は四件であった。この種の問題施設の割合も極めて低いと言えよう。ただし、非Aサイン店では二八店において同頻度の感染が確認されており、うち二六店はホテルであった。これは宿泊施設としてのホテルがAサイン制度の適用外であったからであり、性病感染施設がAサイン店からホテルへと転移していたことをはっきり示している。これらのデータから判断すれば、Aサイン制度そのものは安定的に運営されていたと推察される。

一方、この月例会議に報告された米軍要員の性病感染数は五九三件にのぼり、うち五八七件(99・0%)が淋病の感染である。一月を基準とした年間感染者千分率は四軍平均で232・5%で

員会の課題はいかにAサイン制度を用いて性病感染を制御するかにあったと言えよう。したがって、委員会が問題視したのは、オールドコザのように接触者の特定率が低い地区であった。こうした地区に集中的にオフ・リミッツを実施すれば、理屈の上では、業者は性病感染を抑制しようとする努力が、米兵はより安全とされるオフ・リミッツの施設や地区で買春するよう促されることになる。

しかしながら、米軍は公式には対米軍売春を認めてはいなかったし、Aサイン制度も業者に店内売春を容認するものではなかった。Aサイン制度の厳格化は、Aサイン店からの「接触の排除」しか意図していなかったため、売春が空想的にAサイン店の「外」へ転移することは当然の帰結であった。そして、その転移先がAサイン制度の対象外であったホテルになつていくことは風紀取締委員会の収集データがはっきりと示していた。したがって、新Aサイン制度が性病規制に目立った効果を持たないことや、制度そのものの矛盾がほどなく米軍内で問題化されていくのである。



センター通り入口 (1950年代、中央)  
現、中央パークアベニュー。「戦後沖縄の縮図」といわれたコザの中心の舞台だった。



ゲート通り (1963年、上地)  
将校専門のバーがあり、トップクラスの店が軒を並べていた。 撮影：島袋正敏

あった。軍別に見ると、海兵隊の316・5%を筆頭に、以下海軍177・5%、陸軍168・0%、空軍98・7%と続く。この種の統計は潜在的感染者が含まれていないので、実数よりかなり低いと考えられ、数値としての信頼性も高くはない。しかし、陸軍が「性病に関する臨時委員会」に提示した性病感染者データによると一九六〇年の年間感染者千分率は海兵隊306%、海軍284%、陸軍107%、空軍199%であり、統計からは八年間で目立った改善があつたとは決して言えない。

米軍要員が性病に感染した施設・場所に関する月例報告によると、感染者の多い淋病(ごく少数の軟性下疳を含む)の場合、主たる感染施設は第一にホテル(43・6%)であり、Aサイン店(25・9%)が続く。各感染施設では78%前後の割合で接触者が特定されている。淋病は潜伏期間が一週間程度かそれ以下と短く、接触追跡官が患者に聴取することで感染経路を特定できたものと考えられる。感染施設が特定できれば、オフ・リミッツなどの措置によって、施設の経営改善を米軍側が強制できる。しかし、街娼に関しては、感染例は全体の5・9%しか

ないものの、接触者(感染源女性)特定率が33・3%と低い。つまり街娼の場合はオフ・リミッツによる強制が困難となるので、琉球政府に街娼の取り締まりを強化させるなどして、売春を接触者の特定(つまり施設への制裁)が可能なら施設へと誘導させることが必要になつたものと考えられる。

感染場所を地区別に見ると、県内で特定されたケースが五五二件(全体の93・0%)あり、コザ十字路付近の照屋地区や美里地区からなる「オールドコザ」において一六六件(施設特定率は69・9%)、センター通り、ゲート通り、ニコザ(八重島地区)、知花地区からなる「コザ」において一三八件(同71・7%)、そして金武村ほか北部において九八件(同76・5%)の感染が報告されている。島内各地の歓楽街で性病感染が確認されているが、感染数の多い地区ほど、感染した施設の特定が困難になっていることがわかる。

これらのデータからわかるように、風紀取締委員会が収集していたのは性病感染情報であつて、売春や売春婦そのものの情報ではない。委



知花十字路 (1970年)

同十字路の一角に外国人向けの風俗営業店が十数軒あり、キャンプ・ヘーグ (登川) や嘉手納基地などから米兵が訪れた。

## Aサイン制度廃止論

前章で見たように、売春・性病問題をはじめとする営業衛生条件の改善をより効果的なものとするために新Aサイン制度は厳格化され、かなりの投資を必要とする建築・設備基準を設けることによって、認可店数を大幅に減少させた。しかし、施行後数年の間に施行前の数を上回るAサイン店が各地に族生し、売春もAサイン店外へ転移することによって、制度の効果は失われつつあったと思われる。

USCAR厚生教育局文書にはAサイン制度の廃止をめぐる議論を伝える書類が残されている。この議論は、一九六七(昭和四二)年二月にAサイン制度の有効性を疑問視し、制度の廃止を求めた報告書が風紀取締委員会に提出されたことから始まる。この報告書は四軍の軍医から構成された琉球米軍合同医療委員会(以後「合同医療委員会」)によって作成され、沖縄においてAサイン制度を維持する上での困難性を列挙し、その事実上の廃止を提言した。合同医療委員会は、Aサイン制度は一九六二年の制定以来多くの困難に直面し、その意義が関係者に

よって疑問視されると認識し、まずその困難性を以下のように列挙した。

- (1) 制度運営に必要な米軍・琉球政府双方の人員と財源の不足
- (2) 米軍・琉球政府間のコミュニケーション不足
- (3) 沖縄の全般的後進性と沖縄人の公衆衛生意識の低さ
- (4) 米軍要員から短期的利益回収を狙う業者の姿勢、西洋人が知るような倫理観と誇りの欠如
- (5) 全島的な水道設備の不備
- (6) 資格を持った衛生検査官による食料品供給源の管理欠如
- (7) 東洋的慣習としての許可証偽装
- (8) 非医療系機関によるAサイン認定検査部門の監督
- (9) 琉球政府の検査後に行われる米軍検査の無意味さ
- (10) 米軍検査による大規模なAサイン店閉鎖が惹起しうる沖縄の社会・経済・政治的反動
- (11) 七〇〇以上の施設に対する有効な検査を実施

## 施する資源の不足

一九五〇年代の売春・性病の法的規制に関して、米軍側が琉球政府を信用していなかったことは先に述べた。この委員会の見解には、そうした不信感の根底にあったと思われる米軍側の沖縄に対する文化的偏見が露骨に表明されている。軍医たちは、制度維持の困難性をそうした文化的差異にまで求めたのである。

続けて報告書は、米軍要員による基地外部での違法行為について、Aサイン制度がそうした行為を制御し、性病を抑制するという主張は、統計的データがないために確認できないとし、制度の効果を検証することは不可能と判断した。また、閉店時間や未成年飲酒に関するAサインの要件が十分順守されておらず、制度自身が基地外部で発生する諸問題の要因となつていていると指摘した。

性病については、Aサイン制度による接触追跡や保菌者の処置において一定の効果を確認できると評価した。しかし、性病の80%がAサイン制度で対処できない街娼や売春宿から発生していること、性病感染の年間千分率は一九六五

(昭和四〇)年から六六年にかけて急増していることを問題視し、感染率に関しても制度施行前のデータがないために制度の効果を確認できないと結論付けた。

このほか委員会は、Aサイン制度本来の目的である米軍要員向け飲食店の衛生と安全の確保は達成されず、一九六三年に施行された新基準は過去も現在も満たされていないと厳しく評価した。一方、琉球政府の衛生規定は十分であるとしながらも、琉球政府と米軍によって実施される衛生検査は不十分であると主張した。

合同医療委員会は、このようにAサイン制度の効果をはば全面的に否定した上で、それに代わる新しい制度として「Mサイン制度」を提言した。Mサインは、米軍施設並の衛生基準に基づいた軍の医務官による検査を自発的に受け、合格した島内の飲食店に与えられるとされ、認可業者の規模は、Mサイン店数が施設管理と監視のための現行医療資源の許容範囲内に収まる程度に少なく、米軍要員のニーズに応えられるだけ十分に多い範囲とされた。こうしたMサイン制度は、Aサイン制度本来の目的を満たす

ものと考えられていた。したがって業者は、認可数が限定されるMサインの獲得のためには、競って経営の質を向上させると期待された。また、風紀取締委員会直属の訓練を受けた医療検査官による高度な衛生基準のもとに、沖縄側の政治事情に左右されない、公平な競争を通して制度が運営されると想定されていた。

最後に、合同医療委員会は、現行Aサイン制度の軍による承認と支援を取りやめ、制度を沖縄側の自主的運営に委ね、沖縄側の施設運営の向上のために米軍関係者が継続協力すべきであると提言した。ただし、米軍は制度から撤退しても、既存のAサイン店がオフ・リミッツになることはなく、米軍要員による利用も継続されると付言した。つまり、Mサイン店は、Aサイン店を上回る等級の米軍向け営業施設として位置づけられたのである。

この提言は米軍内で波紋を呼んだ。まずUSCAR厚生局が行政長官に対して送付したコメントを見てみたい。厚生局は、Aサイン制度は米国の最高級施設に比肩しうる衛生水準を提供するのではなく、「飲食について比較的安全でも、



全く危険がないことを保証するものではない」と説明した。また、Aサイン店の監視も処罰よりは指導に向けられており、より安全性の高い施設を提供するためにはMサイン制度の導入も必要であろうと指摘した。さらに、合同医療委員会がAサインの認可手順を誤解していること、その検査体制から考えて不可能であると反論するとともに、Aサイン店数の削減が進んでいるのでUSCARによる制度への対応は可能であると述べた。厚生局もAサイン店の衛生水準を「せいぜい：最低限の東洋的水準At best : minimum oriental standards」とみなしていたが、むしろ米軍側が「現地の水準に沿って現実的に認知」することの必要性を強調したのである。

しかしながら、一九六七（昭和四二）年三月には在琉陸軍がAサイン制度を支持しないことを太平洋米軍総司令官琉球代表（すなわち高等弁務官）に表明した。陸軍は提案として、高等弁務官がUSCARと琉球政府の管轄下で制度維持を図ることを要請し、一九六三年四月一日に「禁止行動」を規定した米軍合同指針Joint

移管は人員の増加なしには不可能であるという認識である。

一九六七（昭和四二）年四月になって、アンガー高等弁務官は自らAサイン制度に関する問題を分析し、太平洋米軍総司令官琉球代表（つまり在琉四軍統括者）としての立場から、制度の廃止を主張した合同医療委員会の提言を拒否する決定を下す。彼は合同医療委員会の提言、USCARの反論、Aサイン制度廃止による沖縄側の経済的影響と政治的反動の可能性、Mサイン制度の導入といった諸点を考慮し、こう結論付けた。

軍隊の健康を守るために創設されたAサイン制度には明らかに利点があった。現在の制度の問題点は、制度維持に必要な資源が軍の能力を超えているために、制度が適切に運営されていないことから生じている。軍隊の健康を守る必要性は現在も存在し、それゆえに制度の監督は軍の責任である。しかし、その責任を遂行するための機関は再活性化され、改善されなければならぬ。よって、Aサイン店の最低限の衛生条件を達成し維持するために必要な方法と最小

Directive（琉球米国防軍規則210-2）の一文「米軍風紀取締委員会によって発行された大きな赤いAサインを掲げていない飲食店は全てオフ・リミッツである」を削除するよう提言した。つまり施設オフ・リミッツの完全解除である。これを受けて、アンガー高等弁務官は、風紀取締委員会のAサイン制度支援からの撤退、USCARと琉球政府といった民政機関への制度移管をいったんは受け入れたようである。

USCAR厚生局は、こうした陸軍や高等弁務官の要請に再度反対し、米国の最低水準という認識でAサイン制度を維持せよという主張は支持できず、米軍側の認識を是正するよう訴えた。あわせて、高い水準で制度維持するには検査官はじめ担当人員が不足していること、そして七〇〇以上存在する非Aサイン店の利用を解禁することが米軍要員の健康を脅かすことを強調し、現状に即した適切なイメージで当初想定されていたように制度を継続することを高等弁務官に提言した。

USCAR公安局も、四軍のAサイン制度からの撤退とUSCARと琉球政府への制度移管



オフ・リミッツ下のセンター通り（1970年、中央）

限の検査官数を決定する臨時委員会を設立する。筆者は、アンガー高等弁務官によって提起されたAサイン制度の再活性化がどのように取り組まれたかについてまだ検討していない。しか

に反対した。公安局の反論は、米軍要員とその家族を保護するために始まった制度は軍が支持すべきであって、USCARおよび琉球政府には検査など制度運営に必要な人員も不足しているというものであった。また、Aサイン制度が米軍向け施設数を限定することで、施設の衛生水準が維持されており、施設オフ・リミッツの完全解除は衛生・施設水準の低い一時的店舗を族生させるとして強く反対し、現制度の存続を高等弁務官に進言した。

こうしたUSCAR部局の強い反対からアンガー高等弁務官も現制度の維持を検討するようになったと考えられる。当時の高等弁務官のプリーフィング・メモには、Aサイン制度がUSCARと琉球政府に移管されて、島内全てがオフ・リミッツになった場合は、性病規制のための接触（保菌者）追跡がはるかに困難になると、そして制度が移管されても、非Aサイン店に対するオフ・リミッツが維持された場合は、三五名の有資格検査官の増員が必要になることが記されていた。つまり、制度の廃止は米軍要員へのリスクを増加させ、制度の民政機関への

し、結論から言えば、Aサイン制度は沖縄の日本復帰まで風紀取締委員会のもとで継続されていく。それは、おそらくは制度の有効性と限界に関する米軍・沖縄側双方の認知が進んだからかもしれない。沖縄復帰を控えた一九七一年にUSCAR公安局はAサイン制度を総括している。そこでは、Aサイン制度が、厳格さゆえに当初業者の反発を招いたものの、その利点が業者に理解され、米軍の健康と安全の保護、沖縄人と米兵との対立減少、法と秩序の維持において有効であったと評価される一方、売春の転移先となったホテルが制度の適用対象外であったことが暗に問題点として指摘されている。そして、公安局は、高等弁務官に対し、復帰後も業者の協力のもとに何らかの認証制度の存続が望ましいと提言したのである。

おわりに

筆者が検討したUSCAR文書は遺漏も断続も多く、この文書だけを活用して米軍統治下の沖縄史を再構成することはもとより不可能である。他の史資料や聞き取りを加えることで歴史

記述に厚みを持たせる努力が必要であることは言うまでもない。しかし、本稿では敢えてUSCAR文書の読み取りに立脚することで、冒頭に述べた三つの課題に答えようとした。

まず、米軍側のオフ・リミッツの認識であるが、いくつかのUSCAR文書が明らかにしているように、米軍指揮官およびUSCARはその制裁効果を明確に認識していた。オフ・リミッツについては、一九五〇年代には売春・性病対策を強要する権力的な行使が確認されるが、新Aサイン制度施行後は、風紀取締委員会の審議項目として組み込まれることで、少なくとも売春・性病対策としてのオフ・リミッツの標準化は進んだ可能性がある。本稿では触れることができなかったが、特定のオフ・リミッツの行使や解除の順序に関する資料もUSCAR文書から確認できる。この種の制裁テクノロジの解明は米軍統治の本質を一層明らかにするであろう。

次に、Aサイン制度の実施や見直しにあたって、米軍側が制度をどう構想し、評価していたかという問題であるが、端的に言えばおよそ一

貫したものではなかった。つまり、強権的なオフ・リミッツを行使しても売春・性病規制の責任を沖繩側に強要（転嫁）しきれず、新Aサイン制度によって米軍側が規制・監督できる範囲内の売春行為の空間的排除を試みるが、後に米軍内から廃止論が出るほどその効果は芳しくなかった。新基準以降のAサイン制度は飲食・風俗店の衛生水準一般の改善には結びついたら考えられるが、売春・性病規制については売春行為を施設外に排除する以上の効果を持っていなかったと思われる。本稿で言及した風紀取締委員会ほかの委員会による制度の検証内容からも、Aサイン制度そのものが米軍に対する性病の感染を抑止しえたとは言いがたい。したがって、沖繩にとつてのAサイン制度の意味とは、この制度が広く沖繩社会にどのような経済的、社会的、政治的影響を及ぼしたかという観点から捉え直す必要がある。

最後に、本稿で取り上げた風紀取締委員会の審議内容から把握できる、米軍による売春・性病の規制手段は極めて間接的なものであったと考えられる。委員会は、主として施設オフ・リ

ミッツを用い、Aサイン業者の売春・性病規制対策を促し、売春婦や売春行為が制度対象施設から排除されることを誘導していた。売春と性病感染の問題は、米軍の駐留と買春にともなう不可避的な現象であったが、在琉米軍が買春行為を直接規制する手段をとらず、売買春行為の特定施設・区域外への間接的誘導に訴える限り、性病感染を有効に制御することは困難であったろう。米軍がそうした効果の疑わしいAサイン制度に執着した理由については、米軍向け歓楽街の公衆衛生一般や秩序の改善を主として意図していたからなのか、それとも歓楽街の物理的整備によって売春行為を街区の表層から隠蔽しようとしていたからなのか、更なる検討が必要である。

また、こうした制度の問題点から、一九六七（昭和四二）年に四軍からAサイン制度廃止論が提起されるのも理解できないことではない。もともと、この制度廃止論や一九五〇年代の琉球政府による売春規制に対する米軍の不信感の根底には、沖繩社会の後進性や東洋の文化慣習に対する差別意識があったと考えられる。そうし

た東洋の駐留地における米軍要員の生活は、米軍から見れば性病その他感染症の「脅威」にさらされていたのかもしれないが、沖繩社会こそ米軍の性暴力の被害者であったという事実を鑑みれば、この種の利己的制度論から、異民族統治者としての米軍の傲慢さを垣間見ることができよう。

本稿の執筆に際しての筆者の関心は、米軍統治がどのような性質を持ったものか、米軍自身のまなざしから理解することにあつた。USC

（やまざき たかし・大阪市立大学准教授）



- (1) 嘉陽義治「Aサイン制度とオフ・リミッツ」(沖縄国際大学文学部社会学科一九八六年度卒業論文、一九八七年)、同「新聞記事を中心に見る特飲街へのオフ・リミッツ発令(一九五二〜五三年)」(沖縄市総務部総務課『KOZABUNKABOX』第3号、二〇〇七年)。
- (2) 小野沢あかね「コザにおける特飲街」(沖縄市企画部平和文化振興課『KOZABUNKABOX』第2号、二〇〇〇年)、同「米軍統治下Aサインバーの変遷に関する一考察—女性従業員の待遇を中心として」(琉球大学法文学部『琉球大学法文学部 日本東洋文化論集』第11号、二〇〇五年)、同「戦後沖縄におけるAサインバー・ホステスのライフ・ヒストリー」琉球大学法文学部『琉球大学法文学部 日本東洋文化論集』第12号、二〇〇六年)。
- (3) 収集資料の詳細な一覧は山崎孝史『戦後沖縄における米軍統治の実態と地方政治の形成に関する政治地理学的研究』(平成一七・一八年度科学研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告書、二〇〇七年)参照。
- (4) 前掲註(2)小野沢(二〇〇五年)一八〜一九頁。
- (5) 秦花秀「戦争・基地・女性—沖縄における米軍の占領政策下の女性」(大阪市立大学人権問題研究センター『人権問題研究』第5号、二〇〇五年)。
- (6) Okinawa Civil Administration Team (1950/12/18) 'Infestation of Designated Areas by Transient Prostitutes.' Public Safety Department, Box 92, Folder 5, RG260. 以後、米国立公文書館新館が所蔵するUSCAR文書の表記は、作成(者所属)機関・(推定)作成年月日・件名・文書保管部局名・収納ボックス番号・収納フォルダー番号・レコードグループ番号の順である。
- (7) 前掲註(1)嘉陽(二〇〇七年)にみれば、オフ・リミッツは日本B型脳炎対策として一九五〇年に、売春・性病対策として一九五一年に開始されていることがわかる。
- (8) USCAR Office of the Deputy Governor (1952/01/15) "Off Limits" Houses in Koza and New Koza. Public Safety Department, Box 92, Folder 5, RG260.
- (9) 所属軍・機関は確認できていないが、大佐という階級からオフ・リミッツ実施という権限を持った指揮官と思われる。
- (10) Headquarters, Ryukyu Command (1952/07/23) 'Report of Board of Officers.' Public Safety Department, Box 92, Folder 5, RG260. 但し、以降の委員会の議事録はまだ確認できていない。
- (11) Headquarters, Far East Command (1952/07/07) 'Venereal Disease Control and Repression of Prostitution.' Public Safety Department, Box 92, Folder 5, RG260.
- (12) 当時はUSCAR民政副長官。したがって、一九五七年の高等弁務官着任以前ではUSCARの最高権力者である。
- (13) 前掲註(1)嘉陽(二〇〇七年)からその具体例がわかる。
- (14) 前掲註(1)嘉陽(二〇〇七年)五一頁にみる一九五一年一月にビーラー民政副長官から沖縄群島知事へ類似内容の書簡が既に送られていた。
- (15) 前掲註(1)嘉陽(二〇〇七年)。
- (16) USCAR Public Health and Welfare Department (1954/11/01) 'Request for Release of "Off Limits." Administrative Office, Box 27, Folder 10, RG260. (沖縄県公文書館公開文書) このフォルダーには同件名の一連の文書が存在する。
- (17) USCAR Government and Legal Department (1954/04/19) 'Laws Pertaining to Prostitution.' Public Safety Department, Box 92, Folder 5, RG260.
- (18) 筆者は国内未公開のUSCAR行政法務局文書の検討をまだ行ってはいないが、これについては今後の検討課題である。
- (19) この不信任は後述する一九六七年に四軍から提起されるAサイン制度見直し論の中で、やはりはっきりと表明される。
- (20) USCAR Government and Legal Department (1957/02/21) 'Repression of Prostitution and Reduction of the Venereal Disease Rate on Okinawa.' Public Safety Department, Box 92, Folder 5, RG260.
- (21) USCAR Public Health and Welfare Department (1957/03/06) 'Repression of Prostitution and Reduction of the Venereal Disease Rate on Okinawa.' Public Safety Department, Box 92, Folder 5, RG260.
- (22) 軍政府布令一号の同様の規定を踏襲した布令。
- (23) USCAR Office of High Commissioner (1958/02/18) 'Anti-Prostitution Legislation.' Public Safety Department, Box 92, Folder 5, RG260.
- (24) Department of the Army (1957/10/04) (no subject title) Public Safety Department, Box 96, Folder 4, RG260.
- (25) USCAR High Commissioner (1957/10/10) (no subject title) Public Safety Department, Box 96, Folder 4, RG260.
- (26) これは、売春せむるを得ない女性を周辺諸島(特に米軍施政権区域から分離された奄美諸島)から吸引しているのが基地経済と米軍による南西諸島分割であるという事実を顧みない回答であるが、問題の一面を指摘している。波平恒男「アメリカ軍政下の戦後復興—一九五〇年前後の沖縄、そして奄美」(中野敏男ほか編著『沖縄の占領と日本の復興—植民地主義はいかに継続したか』青弓社、二〇〇六年)参照。
- (27) 一八五〇年創刊の米国の左派系一般月刊誌。
- (28) USCAR Liaison Office (1958/12/10) "'The Outraged Okinawans" by Barton M. Biggs.' Public Safety Department, Box 96, Folder 4, RG260. 米軍の沖縄占領・統治の法的・戦略論的正当性、米軍による沖縄の社会経済的開発のその沖縄人の評価、身売りによる売春など性奴隷制・性病感染の実態と米軍による売春黙認、基地内居住施設の劣悪さと基地外部への(特に未成年)米兵の素行不良、軍事政府の選挙干渉・土地接収政策の問題点と反米・共産主義の台頭などである。
- (29) USCAR Liaison Office (1958/12/10) 'Harper's Magazine Article (U)' Public Safety Department, Box 96, Folder 4, RG260.
- (30) USCAR Public Safety Department (1958/12/18) 'Harper's Magazine Article.' Public Safety Department, Box 96, Folder 4, RG260.
- (31) 記事が六万人から八万人とことなるのに対して、売春婦と定義できる者は推定一五〇〇人、副業的に売春に従事する者は約五〇〇〇人と回答している。
- (32) USCAR Public Safety Department (1971/10/27) "'A" Sign Establishments.' Public Safety Department, Box 29, Folder 11, RG260.
- (33) USCAR Ad Hoc Committee (1960/07/08) 'Report of Ad Hoc Committee 8 July 1960.' Public Safety Department, Box 96, Folder 4, RG260.
- (34) 先述のHarper's Magazine誌の記事もこの点を問題視していた。
- (35) USCARの面接には二四の業者組織の代表が出席したが、業者組織は旧Aサイン制度の停止を悔やんでいたと記されている。

- (38) 保健所などで性病感染者が確認されると、感染者に感染源(保菌者)と感染場所に関する聞き取りを行う調査官。
- (39) これは飲食店の女性従業員を対象とすることを含意している。
- (40) 売春の拠点ともなる「おでんや」や「とーり」と呼ばれる小飲食店そしてホテルを風俗営業法の規制下に置くことを目的とした。
- (41) 制度面で米軍側の改革が提案されたのは、民政官布令四六号について、感染症確認事例の報告を罰則付きで義務付けるよう改正する点のみである。その他は、基地内娯楽施設の適切性の検討、部隊指揮官による部隊の健康と風紀維持に対する責任の確認、未成年兵への基地外での飲酒法遵守の指導、飲食店業者組合との緊密な協力といった非制度的項目に限られる。
- (42) こうした認識は、USCARが面接した陸軍の代表から表明されている。陸軍の代表は、沖縄人男性の感染率が高く、沖縄人女性と男性米軍要員を管理しても再感染を防げないとし、沖縄側での性病規制が必要であると主張した。
- (43) 統計上効果が現れた例は、USCARが面接した琉球政府の代表が提示したデータから確認できる。それによると一九五五年から五六年にかけての性病治療者総数が一四四九人から八三六二人に急増し、以後五〇〇〇人台から三〇〇〇人台へと顕著に減少していく。琉球政府の代表はその理由を一九五六年に米軍による接触追跡 contact tracing 制度が導入され、確認数が増えたためであり、以後その制度で治療が実施されて感染者数が減少していったと説明した。つまり、米軍側が制度実施を分担すれば、効果が増えることを琉球政府は示したのである。
- (44) 前掲註(33)。
- (45) この冊子には Engineer Drawings と呼ばれる施工図面が添付されているようにである。
- (57) その他の委員会議事録を含めた検討は、山崎孝史「USCAR文書からみたAサイン制度と売春・性病規制——一九七〇年前後の米軍風紀取締委員会議事録の検討から」(『沖縄県公文書館研究紀要』第10号、二〇〇八年)参照。
- (58) Okinawa Armed Forces Disciplinary Control Board (1968/02/06) Minutes, Meeting of the Disciplinary Control Board. Public Safety Department, Box 11, Folder 8, RG260.
- (59) こうした統計は、米軍および琉球政府の接触追跡官の聞き取りによって収集されていた。そうして特定された問題施設にはまず委員会から警告が寄せられる。その後営業改善が見られない場合は、Aサインの停止(施設オフ・リミット)の措置がとられた。
- (60) しかし、ホテルに対してもオフ・リミットは行使されたので、ホテル経営者にとって米軍が要求する施設・営業基準を満たす必要はあった。また、ホテル内のレストランなどはAサイン制度の適用対象でもあった。
- (61) 新規患者数と治療中の患者数の合計で推定される。
- (62) 前掲註(35)。
- (63) このほか、風紀取締委員会には、性病や事故による入院・治療に費やされた時間の集計も報告されており、買春による性病感染を制御することは兵力の維持にとって重要な問題であったことがわかる。
- (64) Ryukyus Joint Medical Committee (1967/02/06) 'Report on "A" Sign Operation.' Health, Education, and Welfare Department, Box 22, Folder 1, RG260. (沖縄県公文書館公開文書)
- (65) USCAR Public Health and Welfare Department (1967/02/21) 'Ryukyus Joint Medical Committee Meeting on 24 Jan 67.' Health, Education, and Welfare Department, Box 22, Folder 1, RG260. (沖縄県公文書館公開文書)
- (46) Author unknown (undated) "A" Sign Criteria. Public Safety Department, Box 29, Folder 11, RG260.
- (47) これら新基準が沖縄側に通知された記事として「Aサインとは新しい基準とは何か」(『沖縄通信』一九六三年一月十五日二面)がある。
- (48) 前掲註(2) 小野沢(二〇〇五年)一八〜一九頁。
- (49) 前掲註(20)。
- (50) 物的環境の改変によって社会関係を制御しようとする発想は「環境犯罪学における防犯対策としての「防犯環境設計 Crime Prevention Through Environmental Design」の考え方と通底するものがある。ただし、こうした対策は犯罪の対策地域外への転移を生み出し、犯罪の根本的解決には必ずしもならない。谷岡一郎『どうすれば犯罪は防げる——環境犯罪学入門』(新潮選書、二〇〇四年)参照。
- (51) Author unknown (undated) 'Acknowledgement.' Public Safety Department, Box 29, Folder 11, RG260.
- (52) Aサイン申請・認可手順のフローチャート。Author unknown (undated) (no subject title) Public Safety Department, Box 29, Folder 11, RG260.
- (53) 「Aサイン新基準 いよいよあすから実施」(『琉球新報』一九六三年七月三一日夕刊)
- (54) 前掲註(20)。
- (55) Author unknown (1966/05/05) 'Joint Agreement Okinawa Armed Forces Disciplinary Control Board.' Public Safety Department, Box 1, Folder 3, RG260.
- (56) USCAR Public Safety Department (1962/09/05) "A" Sign Business Establishments. Public Safety Department, Box 3, Folder 4, RG260.
- (66) 先述した風紀取締委員会の議事録からわかるように、実際には一九六八年にAサイン店は八〇〇軒を越えていった。
- (67) Headquarters United States Army, Ryukyu Islands (1967/03/23) "A" Sign Program. Health, Education, and Welfare Department, Box 22, Folder 1, RG260. (沖縄県公文書館公開文書)
- (68) Representative of the Commander in Chief, Pacific in the Ryukyus (1967/03/27) "A" Sign Program. Health, Education, and Welfare Department, Box 22, Folder 1, RG260. (沖縄県公文書館公開文書)
- (69) USCAR Public Health and Welfare Department (1967/03/27) "A" Sign Program. Health, Education, and Welfare Department, Box 22, Folder 1, RG260. (沖縄県公文書館公開文書)
- (70) USCAR Public Safety Department (1967/03/29) "A" Sign Program. Health, Education, and Welfare Department, Box 22, Folder 1, RG260. (沖縄県公文書館公開文書)
- (71) High Commissioner (1967/04/19) 'HICOM Briefing Notes, Position on "A" Sign Program.' Health, Education, and Welfare Department, Box 22, Folder 1, RG260. (沖縄県公文書館公開文書)
- (72) CINCPAC Representative Ryukyus (1967/04/25) 'A-Sign Program.' Health, Education, and Welfare Department, Box 22, Folder 1, RG260. (沖縄県公文書館公開文書)
- (73) 前掲註(63) 'A' Sign Program on Okinawa. Public Safety Department, Box 29, Folder 11, RG260.
- (74) 宮城晴美「沖縄のアメリカ軍基地と性暴力——アメリカ軍上陸から講和条約発効前の性犯罪の実態を通じて」(中野敏男ほか編著『沖縄の占領と日本の復興——植民地主義はいかにして継続したか』青弓社、二〇〇六年)参照。